○坂戸市予防接種健康被害調査委員会条例

平成26年９月30日条例第28号

改正

平成26年12月19日条例第32号

坂戸市予防接種健康被害調査委員会条例

（設置）

第１条　予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市が実施した予防接種による健康被害（次条及び第４条第１項において「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理を図るため、坂戸市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、健康被害に関する事項について医学的見地から調査審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会に属する医師

（２）　埼玉県知事が推薦する医師

（３）　坂戸市を管轄する保健所の長

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、前条第２項第２号の規定により委嘱される委員の任期は、当該健康被害の調査審議期間とする。

２　前条第２項第３号の規定により委嘱された委員は、同号の職を失ったときは、委員の職を失う。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

５　委員会の会議は、公開しない。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市民健康部市民健康センターにおいて処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後最初に委嘱される委員（第３条第２項第２号の規定により委嘱された委員を除く。）の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、平成28年３月31日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成26年条例第32号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。